

# 全国子ども会安全共済会について

江戸川区子ども会連合会

現在、江戸川区子ども会連合会（区子連）に加盟している子ども会の会員及び育成者の皆さんは、万が一の事故に備えて全国子ども会安全共済会へ加入していただいています。

子ども会活動中の事故による負傷、疾病、後遺障害、死亡、賠償責任を保障します。安全会の仕組みは以下の通りです。

## 1 安全共済会の保障内容

### （１）会員の活動中の障害・疾病に対して

安全共済会は、会員相互扶助の精神に基づいて、会費の中から規約で定めた範囲において会員に見舞金等が支払われます。見舞金等の金額及び対象となる事故については、「全国子ども会安全共済会のご案内」（チラシの内側）をご覧ください。

### （２）法律上の賠償責任を負わなければならない事故に対して

子ども会活動中の事故により、会員や会員以外の第三者が死傷したり、またはその財物に損害を与えたことにより、主催者が法律上の損害賠償責任を負わなければならない場合に「子ども会賠償責任保険」の適用を受けることができます。

## 2 安全共済会への加入手続き

### （１）新規加入

各子ども会の安全共済会への加入手続きは、都子連へ提出する書類の、Web上で加入者情報・年間行事・日常定例活動を入力することで完了いたします。年会費は一人150円です。保険期間は4月1日(午前0時)～翌3月31日(24時)です。

また、幼児の加入については、平成27年度より0歳以上となりました。

ただし、0～3歳までの幼児の加入については、必ずその保護者も安全共済会に加入していただきます。

なお、高校生以上育成者・指導者の年会費については、江戸川区で助成します。

### （２）追加加入

安全共済会の追加登録は、新たにWeb上に入力の上、統括様式と年会費

（1人150円）を各支部の安全活動部員へご提出ください。

また、高校生以上育成者・指導者の年会費助成は9月末までなので、10月1日以降の加入の際は年会費（1人140円）が必要です。

### （３）所属変更届(転出・転入)

全子連加盟子ども会のある地域に新住所で会員が転入(転出)する場合、新たに加入手続きをせず、継続して子ども会活動ができます。対象は加入者全員です。

### 3 支払対象となる行事

#### (1) 見舞金等の支払い対象行事

見舞金等の支払い対象となる行事・活動は、Web上に入力した年間行事計画に記載されているものだけで、記載されていない行事・活動で事故が起きても見舞金等は支払われませんので、行事を行なう前には必ず年間行事計画書を確認してください。

また、0～3歳児の場合は必ず保護者1名以上の同時加入が必要とされ、活動にも保護者がともに参加することが条件です。

#### (2) 子ども会行事・活動の追加・変更について

年度当初予定していなかった行事・活動については、実施することが決まった段階で年間行事計に追加変更の行事・活動内容を全て入力し、提出してください。

#### 子ども会年間行事計画書

提出先：都子連（Web上で追加入力）

提出期限：行事・活動実施の前日まで（厳守）

### 4 事故が発生した場合の手続き

#### (1) 事故発生報告(傷害・疾病の場合)

事故が発生したら、全国子ども会安全共済会事故第一報報告書：<共済様式>請求-01に必要事項(けが等に至った直接の原因)を詳しく記入し、速やかに各支部の安全活動部員にご報告してください。

#### (2) 事故発生報告(賠償責任を負うおそれのある場合)

事故が発生したら、子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》に必要事項を記入し、安全活動部員に提出してください。対物の場合、写真もお撮り下さい。

なお安全共済会には、事故発生日より30日以内に報告しなくてはなりませんので、報告書提出は速やかにお願いいたします。

#### (3) 事故発生報告(区子連全体行事等で事故が発生した場合)

区子連本部または青少年係が事故報告を受け付けた場合、区子連安全活動部担当者が、該当子ども会会長・理事へその後の提出書類等の手続きの説明をいたします。

#### 【事故第一報報告書の提出先】

#### 各支部安全活動部員

(30年度より、区役所青少年係ではなくなっていますのでご注意ください。)

## 5 共済金等の支払額

### (1) 共済金等について

- ・死亡見舞金 : 600万円
- ・後遺障害 : 後遺障害の程度により、7万円～600万円
- ・負傷・疾病見舞金 : 保険医療総額の30%  
但し、日数制限(治療期間は事故の日から180日を限度とする) 支払限度(1,001円～50万円)がある。
- ・証明書等支給額 : 文書代として、1事故につき2千円を限度として実費を支払う。

### (2) 子ども会賠償責任保険

- ・身体賠償 : 1名につき最高1億円、1事故につき最高5億円
- ・財物賠償 : 1事故につき最高200万円

注) 両者とも、自己負担額5,000円

以上

## Q & A

Q 1 . 行事でケガをし、個人で加入していた保険会社より給付を受けました。その場合でも安全共済会より給付を受けられますか？

A 1 . 受けられます。安全共済会はあくまでも共済制度であり、保険ではありません。

Q 2 . 未就学児が行事に参加する際、保護者の同伴が必要とありますが、保護者とはどのような人を指しますか。

A 2 . 保護者とは、両親、祖父母、または親族を指します。同伴者も、安全共済会に加入している必要があります。

Q 3 . 事故第一報報告書は支部の安全活動部員に提出となっていますが、区役所青少年係へは提出した方がいいのでしょうか？

A 3 . 青少年係へは安全活動部が定期的に報告をするので、事故第一報報告書の提出は必要ありません。